

令和4年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（D日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があつたら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄(ア)～(オ)に当てはまる最も適切な語句は何か，答えなさい。
ただし，同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：20 点）

訴訟物たる特定の権利または法律関係について，当事者として訴訟を進行し，本案判決を求めることができる資格を（ア）という。（ア）は，一般的には，訴訟物たる権利または法律関係について実質的に利害を有する主体に認められるが，それ以外の第三者が主体に代わり，又は主体と並んで（ア）を認められる場合がある。これを第三者の（イ）という。

（ア）は，当事者能力などと同様に，本案判決をするのに必要な（ウ）であり，当事者からの指摘の有無にかかわらず，裁判所においてその存否を確認すべき（エ）であるが，その判断資料の収集に関しては，通説的見解によれば，当事者能力については（オ）が適用されると解されるのに対し，（ア）については，基本的に弁論主義が適用されると解されている。

- II. 過去の事実または法律関係について確認の訴えを適法に提起することができる場合として，民事訴訟法が認めているものを条文を付記して1つ(①)，判例が認めた例を1つ(②)挙げなさい。

（配点：10 点）

- III. Xは，Yに対し，建物リフォームの請負代金債権が500万円あるうちの300万円の支払を求めるとして訴えを提起したが，裁判所は，「被告(Y)は，原告(X)に対し，200万円を支払え。原告(X)のその余の請求を棄却する。」という判決をし，その判決が確定した。Xは，その後，Yを被告として，請負残代金200万円の支払を求める訴えを提起した。判例の立場では，後訴において裁判所はどのような判断をすべきか。前訴と後訴の訴訟物の異同，前訴における審理の態様，当事者間の公平等に言及して，7行程度で説明しなさい。

（配点：20 点）

刑事訴訟法（配点 50 点）

- I 次の文章の空欄ア～シに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～④に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、法令名、条、項、号、本文・ただし書、前段・後段まで特定すること）。空欄サ、シについては、（ ）内に示された二つの語句のうちから適切な方を選択して答えなさい。なお、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

憲法（ ① ）に令状主義の例外として規定されている現行犯逮捕には、刑事訴訟法（ ② ）の（ ア ）と（ ③ ）の（ イ ）が含まれる。

（ ② ）の現行犯は、犯行中なら当然に、それを現に行い終わった者の場合も、（ ウ ）に犯行に（ エ ）していることになる。そして、（ ウ ）に（ エ ）していれば、移動もほとんどできないから、（ オ ）にも（ エ ）していることになる。このことを、（ ウ ）・（ オ ）（ エ ）性という。ただ、これは程度概念であるから、判断基準としては、不明確である。そこで、現行犯逮捕が無令状で逮捕できる趣旨に遡って、さらに目的論的に解釈することが必要となる。令状がなくてもよい、すなわち裁判官の事前判断を経なくてもよいのは、（ カ ）のおそれが小さいからであり、すなわち逮捕された人が当該（ キ ）の（ ク ）であることが明らかな場合でなければならない、とされる。これを、（ キ ）・（ ク ）の（ ケ ）性という。したがって、（ ② ）の現行犯逮捕の要件は、（ ウ ）・（ オ ）（ エ ）性と、（ キ ）・（ ク ）の（ ケ ）性の二つである。

（ イ ）の場合は、（ ③ ）の各号事由にあたる者が、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる場合であるから、（ ② ）より犯行との隔たりが大きい。しかし、無令状で逮捕していいのであるから、（ ② ）の場合と同様に、（ カ ）のおそれが小さい場合でなければならない。

（ ③ ）の各号事由は、（ キ ）・（ ク ）の（ ケ ）性が認められる類型である。しかし、抽象的に類型にあたったからといって、具体的に（ キ ）・（ ク ）の（ ケ ）性が認められるわけではない。したがって、（ キ ）・（ ク ）の（ ケ ）性は、（ ア ）と同様に、（ イ ）

の要件である。

(キ)・(ク)の(ケ)性の判断は、(コ)が自ら直接に覚知したことに基づかなければならない。警察官が交番で勤務していたところ、私が人を殺しました、と名乗り出てきた人がいた場合、その言葉だけで、その人を逮捕すること(サ：ができる・はできない)。

また、現行犯逮捕は一般私人にもできるから(④)、(キ)・(ク)の(ケ)性は私人にも判断できなければならない。例えば賭博の現場とか、規制薬物の譲渡現場、またオレオレ詐欺等特殊詐欺の現金受取現場など、警察官等による事前の内偵や張込みの情報があって初めてそれが犯罪行為だとわかる場合、私人にはわからないから、現行犯逮捕ができない(シ：ことになる・というわけではない)。

Ⅱ 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

(配点：20点)

- 1 おとり捜査について最高裁の示した適法性基準 (8行)
- 2 人証、書証、物証、証拠物たる書面および録画ビデオの証拠調べ方法 (5行)

[このページは空白です。]